

2024 年 11 月 20 日

各 位

株式会社福井銀行

「相続定期預金」の取扱い開始について

株式会社福井銀行（頭取 長谷川 英一）は、ご家族から相続により受け継がれた大切なご資産を、特別な金利でお預かりする「相続定期預金」の取扱いを下記の通り開始しますのでお知らせいたします。

福井銀行では、今後もお客さまにより良い商品・サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

記

1. 商品名

相続定期預金（スーパー定期：自由金利型定期預金M型）

2. 取扱開始日

2024 年 11 月 20 日（水）

3. 取扱店

福井県・石川県・富山県内店舗（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

※ATM、インターネットバンキングではお取扱いいたしません。

4. ご利用いただける方

相続により取得された資金をお預入れいただける個人のお客さま

※1 回の相続につき原則お一人さま 1 回のご利用となります。

5. お預入れ期間

6 か月、1 年

（自動継続扱いのみとなります。満期日のお利息の受取り方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れて継続する方法があります）

6. お預入れ金額

100 万円以上で、相続により取得された資金等の範囲内（1 円単位）

※他金融機関で相続手続きをされた資金も対象となります。

※ただし、相続手続き完了後 1 年以内の資金に限ります。

7. お預入れ原資

- ・ 相続により取得された預貯金
 - ・ 相続により取得された有価証券の換金代金や不動産の売却代金、受取保険金等
- ※お預入時には、確認書類等をご提示いただきます。

8. 初回特別金利（税引き前）

6 か月もの 年 0.60%

1 年もの 年 0.30%

※上記の初回特別金利は初回満期日までの適用となり、自動継続後の適用利率は、継続日におけるそれぞれの期間に応じた店頭表示利率を適用します。

くわしくは、店頭またはホームページに説明書をご用意しております。

https://www.fukuibank.co.jp/campaign/inheritance_deposit/

以 上